

令和6年度 水質検査計画



吉備中央町水道課

1. 水質検査計画について

みなさまに安全な水を安心して飲んでいただけるよう、水道水が備えなければならない要件として、水道法第4条に基づき水質基準（51項目）が定められています。水道水がこの水質基準に適合しているかどうかの検査については、水道法第20条に定期及び臨時の水質検査、同法施行規則第15条に定期の水質検査に関する検査頻度等が定められており、吉備中央町では定期的に水質検査を行っております。

この水質検査を行う項目や頻度、またその検査地点等を『水質検査計画』として毎年公表し、検査の適正化を図るとともに、その透明性を確保していきます。

2. 水道事業の概要

吉備中央町には浄水場は8カ所ありましたが、岡山県広域水道企業団総社浄水場から水道水を受水することにより、5カ所の浄水場を休止し、受水した水道水を配水池から各家庭に給水しています。

現在、竹谷・円城・御北浄水場がダム水・地下水を水源とし、ろ過施設によりろ過した清浄な水を塩素消毒して配水池から各家庭に給水しています。

施設概要

浄水場名	吉川浄水場 (休止)	井頭浄水場 (休止)	上竹浄水場 (休止)	猿目浄水場 (休止)	竹谷浄水場	黒山浄水場 (休止)	円城浄水場	御北浄水場
所在地	吉川	畷谷	上竹	上竹	田土	黒山	上田西	尾原
配水池名	吉川配水池	井頭配水池	上竹配水池	猿目配水池	豊野配水池	黒山配水池	円城配水池	刈山配水池
原水の種類 (水源名)	伏流水 (高梁川)	伏流水 (高梁川)	伏流水 (高梁川)	伏流水 (高梁川)	表流水 (竹谷ダム)	伏流水 (高梁川)	表流水、伏流水 (日山ダム、高梁川)	浅井戸 (豊岡川)
施設能力(m ³ /日)	4,650	1,000	200	400	900	28	935	517
浄水処理方法等	広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	表流水 生物接触ろ過 膜処理※5 後塩素処理	広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 後塩素処理	表流水 前塩素処理 凝集沈殿処理※2 急速ろ過※3 活性炭ろ過※4 後塩素処理 広域水道より 受水 伏流水 緩速ろ過※1 塩素処理	地下水 前塩素処理 凝集沈殿処理※2 急速ろ過※3 後塩素処理
水質管理上の留意点					原水濁度 臭気(かび・藻臭)		原水濁度 臭気(かび・藻臭)	原水濁度

※1 緩速ろ過 : 伏流水を砂の層を通して清浄なるろ過水を得る方法。

※2 凝集沈殿処理 : 凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)で濁りを固めて取る処理方法。

※3 急速ろ過 : 凝集沈殿処理した水を砂の層をとおして清浄なるろ過水を得る方法。

※4 活性炭ろ過 : 活性炭の層を通して臭気を取る方法。

※5 膜処理 : MF膜(マイクロフィルタ)を通して清浄なるろ過水を得る方法。

清浄なるろ過水を得て消毒のため塩素処理をして水道水となります。

3. 定期的な水質検査に項目、採水地点及び頻度

(1) 検査地点「検査地点概要図」(別表1 P8)

定期検査では、給水栓で行うことが定められており、5カ所(加茂市場・大和・豊野・案田・大勝)で行い、この他に性状確認のため参考として、5カ所(吉川・下加茂・上竹・板屋・黒山)で毎月検査(11項目)を行います。

また、水源の状況を把握するため、浄水場(竹谷・円城・御北の各浄水場)において原水の検査を行います。

さらに、1日1回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査は、各浄水場の水質計器より常時監視を行います。

また、末端供給地点の検査を住民の方に委託、町内11地点の給水栓で毎日検査を行います。

(2) 検査項目及び検査頻度

法令等に基づき水質検査項目について、給水栓で月1回検査することを基本としますが、過去の水質検査結果「令和3年度～令和5年度(別表2 P9～P11)」を考慮しながら以下の判断基準により検査項目及び検査頻度を決定します。

判断基準番号	検査項目及び検査頻度の判断基準内容
①	毎月行う、11項目の毎月検査です。
②	過去3年間で基準値の1/5を超えたことがなく検査頻度を減らせる項目については、年1回・5月に全項目検査(51項目)をします。
③	消毒副生成物質等は四季検査として、3ヶ月に1回検査します。
④	基準値の1/5は超過していないが、性状を把握するために必要な項目については、3ヶ月に1回検査します。
⑤	水質管理目標設定項目(27項目のうち、亜塩素酸・二酸化塩素・農薬類を除く項目)については10月に検査します。残留塩素については毎月検査します。
⑥	農薬類検査は水源上流部で使用される農薬を考慮し5月と8月に行います。
⑦	クリプトスポリジウム指標菌・クリプトスポリジウムを検査します。

上記判断基準に基づき、令和6年度の「検査項目及び検査頻度表」(別表3 P4～P6)を作成しました。「給水栓での検査頻度決定理由」欄の①～⑦の番号は上に示した。

検査項目及び検査頻度表（別表3）

浄水水質基準項目

基準項目		高谷配水系	井頭配水系	竹谷浄水場系	円城浄水場系	御北浄水場系	給水栓での 検査頻度決定理由	
		加茂市場 給水栓	大和 給水栓	豊野 給水栓	案田 給水栓	大勝 給水栓		
1	一般細菌	12	12	12	12	12	①毎月検査項目	
2	大腸菌	12	12	12	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	4(※)	1	②	
4	水銀及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
5	セレン及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
6	鉛及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
8	六価クロム化合物	1	1	1	4(※)	1		
9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12		①毎月検査項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4	4	4		④
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	①毎月検査項目	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	4(※)	1	②	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
14	四塩化炭素	1	1	1	4(※)	1		
15	1, 4-ジオキサン	1	1	1	4(※)	1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	4(※)	1		
17	ジクロロメタン	1	1	1	4(※)	1		
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	4(※)	1		
19	トリクロロエチレン	1	1	1	4(※)	1		
20	ベンゼン	1	1	1	4(※)	1		
21	塩素酸	4	4	4	4	4		③
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4		
23	クロロホルム	4	4	4	4	4		
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4		
25	ジブロモクロロメタン	4	4	4	4	4		
26	臭素酸	4	4	4	4	4		
27	総トリハロメタン	4	4	4	4	4		
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4		
29	ブロモジクロロメタン	4	4	4	4	4		
30	ブロモホルム	4	4	4	4	4		
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4		
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	4(※)	1	②	
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	4(※)	4	②④	
34	鉄及びその化合物	1	1	1	4(※)	1	②	
35	銅及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	4(※)	1		
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	①毎月検査項目	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	4(※)	1	②	
40	蒸発残留物	1	1	1	4(※)	1		
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	4(※)	1		
42	ジェオスミン	1	1	1	4(※)	1		
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	4(※)	1		
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	4(※)	1		
45	フェノール類	1	1	1	4(※)	1		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12		
47	PH値	12	12	12	12	12	①毎月検査項目	
48	味	12	12	12	12	12		
49	臭気	12	12	12	12	12		
50	色度	12	12	12	12	12		
51	濁度	12	12	12	12	12		

(※) 円城浄水場系案田給水栓は水源の種別、取水地点の変更があったため、基準51項目については3月に1回の検査を行います。

は、毎月検査の11項目です。

原水水質基準項目

項 目		竹谷浄水場 原水	円城浄水場 原水	御北浄水場 原水	浄水場での 検査頻度決定理由
1	一般細菌	1	1	1	②
2	大腸菌	1	1	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	
8	六価クロム化合物	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	1	12	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	12	1	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	
15	1, 4 - ジオキサン	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン, 1 - ジクロロエチレン	1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	
21	塩素酸	-	-	-	
22	クロロ酢酸	-	-	-	
23	クロロホルム	-	-	-	
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	
26	臭素酸	-	-	-	
27	総トリハロメタン	-	-	-	
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	
30	ブロモホルム	-	-	-	
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	1	1	1	
35	銅及びその化合物	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1	12	1	
38	塩化物イオン	1	12	1	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	1	
40	蒸発残留物	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	
42	ジェオスミン	1	1	1	
43	2-メチルイソボルネオール	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	
45	フェノール類	1	1	1	
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	1	12	1	
47	PH値	1	12	1	
48	味	-	-	-	
49	臭気	1	1	1	
50	色度	1	12	1	
51	濁度	1	12	1	
	クリプトスポリジウム指標菌	12	12	12	⑦
	クリプトスポリジウム	4	4	4	

円城浄水場は、性状を把握するために必要な項目については毎月検査を行います。

水質管理目標設定項目

項	目	竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓	給水栓での 検査頻度決定理由
1	アンチモン及びその化合物	1	1	1	⑤
2	ウラン及びその化合物	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	
5	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	
8	トルエン	1	1	1	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	1	1	1	
10	亜塩素酸	- (※1)	- (※1)	- (※1)	
12	二酸化塩素	- (※1)	- (※1)	- (※1)	
13	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	
14	抱水クロラール	1	1	1	
15	農薬類	2	2	2	
16	残留塩素	12	12	12	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	
18	マンガン及びその化合物	1	1	1	
19	遊離炭酸	1	1	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	
21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	1	1	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	
23	臭気強度 (TON)	1	1	1	
24	蒸発残留物	1	1	1	
25	濁度	1	1	1	
26	p h 値	1	1	1	
27	腐食性 (ランゲリア指数)	1	1	1	
28	従属栄養細菌	1	1	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	
30	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (※2)	1	1	1	

(※1) 二酸化塩素を使用しないため検査しません。

(※2) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和

水質管理目標設定項目 15 に定める農薬類

年 2 回給水栓で実施

項	目	竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓	給水栓での 検査頻度決定理由
118	メフェナセツト	2	2	2	③
97	プロパナゾール	-	2	2	
59	ダイムロン	2	-	-	

4. 水質検査の方法

水質検査は、厚生労働大臣により認可された登録検査機関（20条検査機関）である、公益財団法人岡山県健康づくり財団で行い、水質基準項目及び水質管理設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。

5. 水質検査の精度管理及び信頼性の保証

水質基準項目については、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その検査レベルも $\mu\text{g/L}$ といった極微量レベルでの測定が求められます。そのため、委託する検査機関に対しては、検査における信頼性の確保策として水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）が機能していること、外部精度管理等による正確かつ精度の高い検査体制が確立されていること、緊急時での対応可能なことのほか、下記の要件を求めています。

（1）水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10以下の値が得られ、基準値及び目標値の1/10付近において、変動係数が無機化合物10%以内、また有機化合物で20%以内の水質検査を行うこと。

（2）信頼性保証

委託先の公益財団法人岡山県健康づくり財団では、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者が配置され、標準作業書による検査のマニュアル化が行われ、測定者間のバラツキがない等、正確な検査結果を得るための組織体制が統一的に整備されており、さらに、精度管理については、機関内での精度管理の評価試験を行わせるとともに外部が行う精度管理の評価試験を受け、精度のよい測定を行うこと。このようにして信頼性の保証に努めています。

6. 臨時の水質検査

水源などの水に水質変化があり、給水栓の水が水質基準に適合しない恐れがあるときは、直ちに、水源・浄水場及び給水栓などから採水し臨時の水質検査を行い、水質異常が終息し、給水栓での安全性が確認されるまで行います。

7. 水質検査計画及び結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、検査結果を吉備中央町のホームページで公表します。また、水質検査計画は、毎事業年度の開始前までに策定し、吉備中央町のホームページで公表します。

8. 水質検査結果の取扱

水質検査結果に異常が認められたときには、迅速に対応します。

9. 関係機関との連携

岡山県生活衛生課、岡山県備前保健所、公益社団法人日本水道協会岡山県支部、公益財団法人岡山県健康づくり財団等との関係を密にして、河川事故等の情報を速やかに収集し河川情報の把握に努めます。

水質検査結果（別表2）

浄水水質検査結果項目最大値（令和3年度～令和5年度）

項目	基準値・目標値	高谷配水系	井頭配水系	上竹配水系	猿目配水系	竹谷浄水場系	黒山配水系	円城浄水場系	御北浄水場系
		加茂市場 給水栓	大和 給水栓	上竹 給水栓	板屋 給水栓	豊野 給水栓	黒山 給水栓	案田 給水栓	大勝 給水栓
1 一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0	0	0	0
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	-	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	-	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.894	0.832	0.886	0.867	0.603	0.913	0.439	0.972
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08	0.09	-	0.09	0.08未満	0.08	0.08未満	0.10
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	-	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	0.15	0.13	-	0.08	0.29	0.09	1.10	0.31
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	-	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.022	0.021	-	0.013	0.030	0.010	0.042	0.015
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	0.004	-	0.005	0.013	0.006	0.006	0.006
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.003	0.004	-	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.033	0.032	-	0.020	0.040	0.016	0.047	0.023
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.015	0.010	-	0.008	0.020	0.008	0.014	0.007
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.009	0.009	-	0.005	0.008	0.005	0.005	0.006
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.006	0.005未満	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.010	0.02
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.03未満	0.03未満	-	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.009	0.005	-	0.003	0.006	0.007	0.002	0.001未満
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7.1	7.0	-	7.1	6.5	7.1	9.2	5.3
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	10.8	10.8	10.7	10.7	7.9	10.8	12.2	9.7
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	55	55	-	55	31	54	29	42
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	89	99	-	103	62	91	63	75
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	-	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	-	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45 フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46 有機物等(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L以下	0.9	0.9	0.9	0.9	1.1	0.9	1.8	0.6
47 PH値	5.8～8.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	7.6	7.7
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	5 度以下	0.6	0.6	0.6	0.6	1.0	0.6未満	0.9	0.5未満
51 濁度	2 度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
残留塩素	1 mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5

原水水質検査結果項目最大値（令和3年度～令和5年度）

項目	基準値・目標値	竹谷浄水場	円城浄水場	御北浄水場
1 一般細菌	100 CFU/mL以下	520	730	32
2 大腸菌	検出されないこと	陽性	陽性	陽性
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.002	0.001
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004未満	0.032	0.004未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.348	0.514	0.786
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08未満	0.08未満	0.12
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	-	-	-
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	-	-	-
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	-	-	-
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	-	-	-
27 総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	-	-	-
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	-	-	-
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	-	-	-
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.34	0.81	0.02
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.26	0.28	0.27
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.005	0.002未満	0.004
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	5.5	5.4	4.9
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.049	1.0	0.016
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	4.5	4.5	4.7
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	18	18	42
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	65	56	72
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	0.000002	0.000001未満
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45 フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46 有機物等(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L以下	2.0	3.5	0.6
47 PH値	5.8～8.6	7.5	7.5	7.2
48 味	異常でないこと	-	-	-
49 臭気	異常でないこと	藻臭	藻臭・異臭	異常なし
50 色度	5 度以下	14.0	24.0	3.0
51 濁度	2 度以下	3.8	12.0	0.9
1 大腸菌(E.coli)最確数	検出されないこと (1.8MPN/100mL未満)	142.1	1299.7	23.1
2 嫌気性芽胞菌	検出されないこと 個/100L	17	5	9
3 クリプトスポリジウム	検出されないこと 個/20L	0	0	0
3 ジアルジア	検出されないこと 個/20L	0	0	0

浄水水質管理目標設定結果項目最大値（令和3年度～令和5年度） 10月

項 目	基準値・目標値	竹谷浄水場系 豊野給水栓	円城浄水場系 案田給水栓	御北浄水場系 大勝給水栓
1 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
2 ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
3 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	0.002未満	0.002	0.002未満
5 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
8 トルエン	0.4 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
10 亜塩素酸	0.6 mg/L以下	-	-	-
12 二酸化塩素	0.6 mg/L以下	-	-	-
13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下	0.001	0.002	0.001
14 抱水クロラール	0.02 mg/L以下	0.003	0.005	0.003
15 農薬類	1 以下	-	-	-
16 残留塩素	1 mg/L以下	0.5	0.5	0.5
17 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10～100 mg/L	33	14	43
18 マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19 遊離炭酸	20 mg/L以下	3.1	3.5	2.0
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
21 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
22 有機物等(全有機炭素TOCの量)	3 mg/L以下	1.6	3.2	1.4
23 臭気強度(TON)	3 以下	1未満	1未満	1未満
24 蒸発残留物	30～200 mg/L	68	66	74
25 濁度	1 度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
26 PH値	7.5 程度	7.5	7.4	7.7
27 腐食性(ランゲリア指数)	極力0	-1.3	-2.1	-1.1
28 従属栄養細菌	2000 個以下	41	45	4
29 1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30 アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.001未満	0.03	0.03
31 ヘルフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.000005 mg/L以下(暫定)	0.000005未満	0.0014	0.000005未満

10 亜塩素酸 …… 二酸化塩素を使用しないため検査しません。

12 二酸化塩素 …… 二酸化塩素を使用しないため検査しません。

浄水水質管理目標設定結果項目最大値 項目15に定める農薬類
年2回各浄水場で実施（令和3年度～令和5年度） 5月と8月

項 目	基準値・目標値	竹谷浄水場	円城浄水場	御北浄水場
52 メフェナセツト	0.02 mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
82 プロベナゾール	0.03 mg/L以下	-	0.0003未満	0.0003未満
84 ダイムロン	0.8 mg/L以下	0.008未満	-	-